

## 第1節 都市の防災機能の強化

本町は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策等により、災害に強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化に努めるものとする。

都市の防災機能の強化にあたっては、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」（大阪府建築都市部）を活用するものとする。

また、「災害危険度判定調査」の実施及び公表に努めるとともに、「防災都市づくり計画」の策定に努める。

### 第1 防災空間の整備

本町は、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場などの都市基盤施設の効果的整備に努める。また、本町は、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効利用を図り、防災空間を確保する。

#### 1 都市公園等の整備

避難地、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。

##### (1) 広域避難地となる都市公園の整備

本町は、広域避難地となる都市公園の整備については、面積的等実情により、難しく、広域避難地については、近隣市と協議し、近隣市に求めるようにする。

##### (2) 一時避難地となる都市公園の整備

近隣の住民が避難する概ね1ha以上の都市公園の整備に努める。

##### (3) その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・広場公園等の整備に努める。

#### 2 道路・緑道の整備

(1) 既設道路の幅員の拡大等を行い、多重ネットワークの形成に努める。

(2) 一時避難地等に通じる避難路となる道路緑道を整備する。

(3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

#### 3 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木等、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

#### 4 防火地域、準防火地域の指定

都市計画法第8条第1項の規定に基づき、防火地域及び準防火地域を指定し、建

建築物の不燃化を図る。

忠岡駅周辺及びシビックセンター区域（近隣商業地域）を準防火地域に指定している。

## 第2 木造密集市街地の整備促進

本町は、建築物の不燃化・耐震化の促進と住環境や都市基盤施設の総合的整備を図る。

### 1 規制・誘導

- (1) 市街地主要部分の不燃化を促進するため、防火地域及び準防火地域を適切に指定する等により、市街地の改造を図る。
- (2) 「忠岡町既存建築物耐震改修促進実施計画」による耐震診断等を促進する。

### 2 各種事業の推進

- (1) 道路事業
- (2) 街路事業
- (3) 公園事業等
- (4) 市街地再開発事業

### 3 災害に強いすまいとまちづくり促進区域の設定

地震等に対して強い、すまいとまちづくりを推進するために、重点的に整備促進する重点区域として、忠岡駅周辺地区（約9ha）を設定しており、老朽住宅等の建替えによる建築物の不燃化・耐震化を促進するとともに、住宅・住環境の整備や道路整備、公園などのオープンスペースを確保するなど総合的な整備を図る。

## 第3 土木構造物の耐震対策の推進

土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、耐震対策を推進する。

### 1 基本的な考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動、発生確率は低いが、直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動をともに考慮の対象とする。
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては、機能に重大な支障が生じず、また、高レベルの地震動に対しても、人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、本町の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に即した耐震対策を実施する。
- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。

(5) 埋立地等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

## 2 道路施設

道路管理者は、道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、補強対策を実施する。

## 3 港湾施設、漁港施設

港湾及び漁港の管理者は、自ら管理する岸壁・水門等の構造物について耐震点検に基づき、耐震対策等を実施する。

## 4 河川施設

河川管理者は、自ら管理する河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき、耐震対策等を実施する。

## 5 ため池施設

本町及び大阪府は、老朽化の著しいため池について、各ため池管理者に対し、その対策について、啓発指導にあたるとともに、危険なため池の改修、また、防災上重要なため池を中心に改修補強工事を実施する。

# 第4 ライフライン施設災害予防対策

本町及びライフラインに関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努めるものとする。

## 1 上水道

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

(1) 上水道については、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐え得る十分な強度の確保に努める。

(2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には、耐震性の高い管材及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。

ア 浄水池・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化

イ 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化

ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備

(3) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。

(4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

## 2 下水道

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

(1) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種被害に耐え得る十分な強度の確保に努める。

(2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）の高いも

のから進める。

- 3 電力（関西電力株式会社岸和田営業所）  
災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の改修と保全に努める。
- 4 ガス（大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部）  
災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。
  - (1) ガス施設について、各種災害に耐え得る十分な強度の確保と緊急操作設備の充実強化を図る。
  - (2) 中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用を促進する。特に、低圧導管に可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
  - (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく、施設設備の維持保全並びに常時監視を行う。
  - (4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。
- 5 電気通信（西日本電信電話株式会社大阪支店）  
災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備（建物を含む。以下「通信設備等」という。）及びその強化と保全に努める。
  - (1) 通信設備等の高信頼化（防災設計）
    - ア 豪雨、洪水、高潮又は津波の恐れがある地域にある通信設備等について耐水構造化を行う。
    - イ 暴風の恐れがある地域にある通信設備等について、耐風構造化を行う。
    - ウ 地震又は火災に備えて、主要な通信設備等について、耐震及び耐火構造化を行う。
  - (2) 電気通信システムの高信頼化
    - ア 主要な伝送路を多ルート構成又はル・ブ構造とする。
    - イ 主要な中継交換機を分散配置とする。
    - ウ 主要な通信設備等について、必要な予備電源を設置する。
    - エ 重要加入者については、当該加入者との協議により、加入者系伝送路の信頼度を確保するため、2ルート化を推進する。
  - (3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化  
電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講じる。
  - (4) 災害時措置計画の作成と現用化  
災害時における重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。
- 6 共同溝・電線共同溝の整備  
ライフラインの安全性、信頼性を確保するため都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者は、ライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に推進する。